

令和7年度 社会教育関係団体概要書

R7.3.1 現在

団 体 名		公益財団法人 静岡市スポーツ協会			
代表者		役 職	会 長	氏 名	小 長 谷 重 之
団体URL		省 略			
設立年月日		団体設立	平成元年2月 22 日		
所在地		静岡市駿河区曲金三丁目1番 10 号			
人 員 構 成		職 員 数	職 員 数 150人（役員21人）		
活 動 内 容	団体の活動目的等	静岡市におけるスポーツの普及・振興を図り、スポーツ精神を培い、市民の健康・体力づくりを推進し、もって健康で豊かな市民生活の育成に寄与する。（静岡市スポーツ協会定款第3条）			
	令和6年度実績（見込み）	<主たる取組> ・一般事業（スポーツの普及・振興に関する事業など） ・受託事業（指定管理者としての市スポーツ施設管理運営業務など） ・収益事業（物品販売、飲食提供など）		<支出決算見込額> 1,156,478 千円	
	令和7年度予定	<主たる取組> ・同上		<予算額> 編 成 中 (令和6年度と同規模の見込み)	

令和7年度 社会教育関係団体 補助金交付状況

補助金交付理由		静岡市におけるスポーツの普及・振興を図り、スポーツ精神を培い、市民の健康・体力づくりを推進し、もって健康で豊かな市民生活の育成に寄与することを目的として交付を行う。	
	令和6年度実績 (見込み)	<補助金対象事業の実績> ・スポーツの普及・振興に関する事業、競技力向上に関する事業、調査・広報に関する事業、表彰に関する事業	
		<総事業費> 20,290 千円	<補助金交付額> 16,512 千円
	令和7年度予定	<補助金対象事業の予定> ・スポーツの普及・振興に関する事業、競技力向上に関する事業、調査・広報に関する事業、表彰に関する事業	
		<総事業費> 25,021 千円	<補助金交付予定額> 16,512 千円

所管課 スポーツ振興課

静岡市スポーツ協会補助金事業 補足資料

1 静岡市スポーツ協会事業補助金交付要綱 抜粋

(趣旨)

第1条 静岡市は、スポーツの普及・振興を図り、市民の健康づくり・体力づくりを推進し、及び健康で豊かな市民生活に寄与するための事業を実施する公益財団法人静岡市スポーツ協会(以下「スポーツ協会」という。)に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則(平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、スポーツ協会が行う次に掲げる事業で市長が必要があると認めるものとする。

- (1) スポーツ団体の育成強化に関すること。
- (2) スポーツ指導者の資質向上及び活動支援に関すること。
- (3) 競技力向上に関すること。
- (4) 市民の健康及び体力づくりに関すること。
- (5) 各種競技大会及びスポーツ教室の開催に関すること。
- (6) スポーツに係る調査研究及び広報活動に関すること。
- (7) スポーツ功労者、優秀指導者、優秀選手及び優秀団体の表彰に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの普及・振興又は市民の健康づくり若しくは体力づくりを推進する事業で、市長が適当と認めるもの

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業に要する経費のうち、給与費(当該補助事業に要するものとして特定されたものに限る。)、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、スポーツ団体であって前条第1号から第5号までに掲げる事業を行うものに交付する補助金その他市長が認める経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において市長が定める額とし、16,512,000円を限度とする。

2 令和7年度 静岡市スポーツ協会補助金事業 予算(案)

※本予算は案であり、変更になる場合があります。			
収入の部	金額	支出の部	金額
旅行業務等収益	360,000	スポーツ普及・振興事業費	1,913,000
静岡市補助金	16,512,000	競技力向上事業費	9,300,000
受取負担金	250,000	調査・広報事業費	2,013,000
雑収入	120,000	表彰行事費	2,060,000
協会負担分	7,779,000	共通費	9,735,000
小計	25,021,000	小計	25,021,000
		合計(A) - (B)	0

3 令和7年度 静岡市スポーツ協会補助金事業 事業計画(案)

1 スポーツ普及・振興に関する事業

- (1) スポーツ講演会の開催
著名スポーツ選手等の人物を招致し、スポーツ講演会を開催する。
- (2) スポ協ウォーキングの開催
静岡市山岳連盟と協力し、市内外ウォーキングコースのツアーを開催する。
- (3) スポーツ指導者マッチングの運用
市民の要請に応じ、加盟団体等と連携のもと、適正なスポーツ指導者を探して紹介する。
- (4) その他スポーツ普及・振興に関する支援

2 競技力向上に関する事業

- (1) スポーツ振興(強化・普及)に関する事業への助成
公益財団法人静岡市スポーツ協会加盟団体事業補助金交付要綱に基づき、スポーツ団体の育成強化、指導者の資質向上、競技力向上、市民の健康・体力づくり及び各種競技大会・スポーツ教室等の実施に係る事業に対して補助金を交付する。
- (2) ジュニア層育成に関する事業への助成
公益財団法人静岡市スポーツ協会加盟団体事業補助金交付要綱に基づき、主な対象者を中学生とした、競技人口の拡大、又は技術の向上を図る講習会等の実施に係る事業に対して補助金を交付する。
- (3) 国際交流に関する事業への助成
公益財団法人静岡市スポーツ協会加盟団体事業補助金交付要綱に基づき、諸外国とのスポーツ交流を実施するために、海外への派遣・遠征の実施に係る事業に対して補助金を交付する。

3 調査・広報に関する事業

- (1) 広報誌『YAKUDOU』の編集発行
本協会の活動状況やスポーツに関する情報を発信する広報誌『YAKUDOU』を、年2回程度発行する。
- (2) 市民アンケート調査の実施
年1回のウェブアンケートを実施し、市民のスポーツ実施率の向上に向けた実態調査を行う。
- (3) 政令指定都市スポーツ協会研究協議会への参加
政令指定都市のスポーツ協会が一堂に会す政令指定都市スポーツ協会研究協議会に参加し、各団体の情報交換及び調査・研究を行うことで、本市のスポーツ振興の推進を図る。
- (4) 先進地等視察
先進地等の視察を行い、相互の情報交換及び調査を行うことで、市のスポーツの推進を図る。
- (5) ウェブサイト及び SNS の更新・運営
施設の利用案内、最新のスポーツ教室の開催状況や各種スポーツ情報の迅速な提供を行うため、毎月1回の定期更新や随時更新作業を行う。
- (6) 発信力のあるマスメディアを利用した広報活動
ラジオ等を利用し、本協会及び加盟団体の情報やイベント情報などを発信する。

4 表彰に関する事業

- (1) 功労章、優秀指導者章、優秀選手章、優秀団体章受賞者の選考と表彰
公益財団法人静岡市スポーツ協会表彰規程に基づき、各競技種目において、競技の普及・振興や選手指導・強化育成について功績があった方、又、全国大会において優秀な成績を収めた個人及び団体に対して、それぞれ功労章、優秀指導者章、優秀選手章、優秀団体章を贈呈す

令和7年度 社会教育関係団体概要書

R7.3.1 現在

団 体 名		静岡市スポーツ推進委員連絡協議会			
代表者		役職	会長	氏名	青山 茂之
団体URL		省略			
設立年月日		団体設立	平成15年4月1日		
所在地		静岡市葵区追手町 5-1※事務局			
人 員 構 成		構成員数	202 人（静岡市スポーツ推進委員の全人数）		
活 動 内 容	団体の活動目的等	静岡市スポーツ推進委員の相互連絡・研修と親睦を図り、市民の健康増進及び体力の向上並びに地域スポーツの振興に寄与することを目的とする。 （静岡市スポーツ推進委員連絡協議会会則第4条より）			
	令和6年度実績（見込み）	<主たる取組> ・本会委員の相互連絡・親睦に係る会議等の開催に関すること ・地域スポーツに関する講習会、研究大会等の開催及び参加について ・市民への地域スポーツ振興に関すること ・他のスポーツ団体及び関係機関等との連絡協調に関すること ・その他、本会の目的達成に関すること		<決算見込額> 1,222 千円	
	令和7年度予定	<主たる取組> ・本会委員の相互連絡・親睦に係る会議等の開催に関すること ・地域スポーツに関する講習会、研究大会等の開催及び参加について ・市民への地域スポーツ振興に関すること ・他のスポーツ団体及び関係機関等との連絡協調に関すること ・その他、本会の目的達成に関すること		<予算額> 1,221 千円	

令和7年度 社会教育関係団体 補助金交付状況

補助金交付理由		地域スポーツの振興を図るため、スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 34 条の規定に基づき、同法 32 条の規定に基づくスポーツ推進委員の資質向上を図り、市民の健康増進及び体力の向上と地域スポーツの振興に寄与することを目的として交付する。	
	令和 6 年度 実績 (見込み)	＜補助金対象事業の実績＞ ・本会委員の相互連絡・親睦に係る会議等の開催に関すること ・地域スポーツに関する講習会、研究大会等の開催及び参加について ・市民への地域スポーツ振興に関すること ・他のスポーツ団体及び関係機関等との連絡協調に関すること ・その他、本会の目的達成に関すること	
		＜総事業費＞ 1,222 千円	＜補助金交付額＞ 722 千円
	令和 7 年度 予定	＜補助金対象事業の予定＞ 令和6年度実績（補助金対象事業）と同様の事業	
		＜総事業費＞ 1,221 千円	＜補助金交付予定額＞ 722 千円

所管課 スポーツ振興課

スポーツ推進委員連絡協議会補助金事業の補足資料

1 スポーツ推進委員の法的位置づけ

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法 32 条においてスポーツ推進委員として位置づけられ、全国の市町村教育委員会が委嘱する「非常勤の公務員」という身分である。

2 静岡市スポーツ推進委員について

(1)職務

スポーツ推進委員は、地域からの推薦(自治会連合会長、地区体育会長等)に基づき、静岡市教育委員会から「静岡市スポーツ推進委員」として委嘱され、学区内、地区内での体育行事への企画・運営・協力や、地域スポーツ事業の実施に対する調整等の職務を行う。

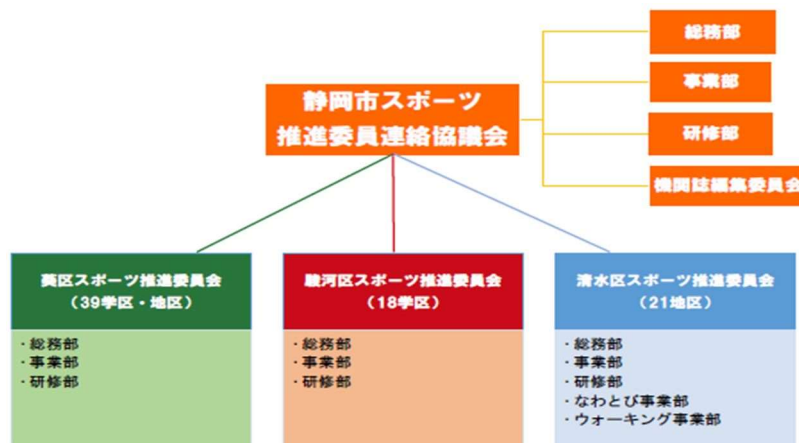
(2)委員の数 現員 202 名(葵区 103 名、駿河区 44 名、清水区 55 名)

(3)報酬 月額 1人 5,500 円(所得税込)【年額 66,000 円】

3 静岡市スポーツ推進委員連絡協議会の組織

スポーツ推進委員を委員とするスポーツ推進委員会が区ごとにあり、それらの上部組織としてスポーツ推進委員連絡協議会が組織されている。

協議会委員は各区のスポーツ推進委員会の代表者により構成されている。



4 静岡市スポーツ推進委員連絡協議会事業補助金交付要綱 抜粋

(趣旨)

第1条 静岡市は、地域スポーツの振興を図るため、スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)第 34 条の規定に基づき、同法 32 条の規定に基づくスポーツ推進委員の資質向上を図り、市民の健康増進及び体力の向上並びに地域スポーツの振興を目的とする事業を行うスポーツ推進委員連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則(平成 15 年静岡市規則第 44 号。以下規則という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、連絡協議会が行う次に掲げる事業で、市長が必要があると認めるものとする。

- (1)市民の地域スポーツの振興に関する大会、講習会、教室等を開催する事業
- (2)連絡協議会の委員の相互連絡のための会議等を開催する事業
- (3)関係機関との連絡調整に関する事業
- (4)前各号に掲げるもののほか、連絡協議会の目的達成のために必要な事業で、市長が適当と認めるもの

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業に要する経費のうち、報償費、消耗品費、印刷製本費、通信費及び使用料とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額に相当する額の範囲内において市長が定める額とし、72 万 2,000 円を限度とする。

5 令和7年度 静岡市スポーツ推進委員連絡協議会 予算(案)

収入	項目	本年度予算	備考(内訳)
1	前年度繰越金	30,000	
2	市補助金	722,000	
3	会員負担金	202,000	1,000円×202名(葵103名、駿河44名、清水55名)
4	手帳購入代	45,845	葵・駿河・清水・個人購入分計53名分@865円
5	全国負担金	101,000	500円×202名(葵103名、駿河44名、清水55名)
6	その他	119,900	「みんなのスポーツ」(各区購入分22名分)@5450円
7	雑収入	6	預金利息
合計		1,220,751	

支出	項目	本年度予算	備考
1	振込費	80,000	研修会講師謝金 10,000 ニュースポーツ体験イベント景品代 60,000 ディスコン大会 食品代 10,000
2	消耗品費	384,095	イベント消耗品(ラインテープ以外) 27,000 その他消耗品 16,000 ラインテープ 50,000 スポーツ推進委員手帳 45,845 運営向上用教材代(みんなのスポーツ他) 245,250
3	印刷製本費	205,000	機関誌年2回発行(55,000、100,000) 155,000 DAYチラシ・ポスター印刷代 50,000
4	通信費	10,000	切手代(スポーツ推進委員連絡用) 10,000
5	使用料	142,000	理事会・部会会場使用料 10,000 チャレンジスポーツDAY等会場使用料 105,000 実行研修会・市ディスコン大会会場使用料 27,000
6	手数料	8,000	振込手数料等 8,000
7	雑費・食糧費	150,000	チャレンジスポーツラリー 弁当代(550×180) 117,000 チャレンジスポーツラリー お茶代(100×180) 18,000 雑費会景品等 15,000
8	庶務費	40,000	庶務費 40,000
9	全国負担金	101,000	500円×202名 101,000
10	雑費	97,500	理事会議費(25名×500円×7回) 87,500 その他雑費 10,000
11	予備費	3,156	
合計		1,220,751	

6 令和7年度 静岡市スポーツ推進委員連絡協議会 事業計画(案)

- (1) 本会委員の相互連絡、親睦に係る会議等の開催に関する事。
- (2) 地域スポーツに関する講習会、研究大会等の開催及び参加について
- (3) 市民への地域スポーツ振興に関する事
 - ① ニュースポーツ普及事業
 - ② 市民の体力づくりに関する事業
- (4) 他のスポーツ団体及び関係機関等との連絡協調に関する事
 - ① 静岡県スポーツ推進委員連絡協議会関係会議
- (5) その他、本会の目的達成に関する事
 - ① 機関誌の発行に関する事
 - ② 他の事業への協力に関する事
 - ③ 表彰に関する事

令和7年度 社会教育関係団体概要書

R7.3.1 現在

団 体 名		静岡市清水区連合体育会			
代表者		役職	会長	氏名	大村 一雄
団体URL		無			
設立年月日		団体設立	昭和 37 年		
所在地		静岡市清水区清開 2-1-1（清水総合運動場体育館内）			
人 員 構 成		会 員 数	役員等：53名、事務局1名、加盟団体：21 地区体育会		
活 動 内 容	会則などで定めている団体の活動目的・ミッション等	この会は、清水区におけるスポーツの普及・振興を図り、スポーツ精神を培い、区民の健康・体力づくりを推進し、もって、明るく豊で活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。 （静岡市清水区連合体育会会則第3条）			
	令和6年度実績（見込）	<主たる取組> ・第22回清水区民体育大会の開催 ・各種競技大会の開催（各種8大会） ・地区体育大会開催への補助 ・佐久市親善スポーツ交流大会（静岡市主催） ・各種事業の補助、協力等（クロッケー審判員講習会、市町対抗駅伝）			<支出決算見込額> 7,962 千円
	令和7年度予定	<主たる取組> ・第23回清水区民体育大会の開催 ・各種競技大会の開催（各種8大会） ・地区体育大会開催への補助 ・佐久市親善スポーツ交流大会（静岡市主催） ・各種事業の補助、協力等（クロッケー審判員講習会、市町対抗駅伝）			<予算額> 8,050 千円

令和7年度 社会教育関係団体 補助金交付状況

補助金交付理由		清水区におけるスポーツの普及・振興を図り、スポーツ精神を培い、区民の健康・体力づくりを推進し、もって、明るく豊かで活力あるまちづくりに寄与することを目的として交付する。	
	令和6年度実績	<補助金対象事業の実績> ・清水区民体育大会の開催、各種競技大会の開催、各地区への体育大会開催における補助金の交付、市主催事業等への協力	
		<総事業費> 5,600 千円	<補助金交付額> 4,910千円
	令和7年度予定	<補助金対象事業の予定> ・清水区民大会の開催、各種競技大会の開催、各地区への体育大会開催における補助金の交付、市主催事業等への協力	
		<総事業費> 5,968 千円	<補助金交付予定額> 4,910 千円

所管課 スポーツ振興課

静岡市清水区連合体育会補助金事業の補足説明

1 団体の歴史と構成

清水区連合体育会は、昭和 37 年に発足し、旧清水市体育協会に 38 競技団体、清庵中学校体育連盟とともに加盟。平成 17 年4月1日、38 競技団体と清庵中学校体育連盟は新静岡市体育協会に加盟したが清水区連合体育会は独立し、清水区民の生涯スポーツの振興を図ることとなった。

清水区連合体育会は清水区内 21 地区の地区体育会で構成されており、各地区体育会はそれぞれの地区で行われる運動会(清水区民体育大会の予選会を兼ねる)等、地区でのスポーツ振興に貢献するとともに、スポーツを通して地域の人々が交流することにより清水区内並びに各地区のコミュニティの推進に一役買っている。

また、清水区連合体育会の構成組織である各地区体育会は清水区すべての地区に組織され、清水区連合体育会主催の各種大会への予選も兼ねた大会や地区独自の教室を多く開催している。

2 静岡市清水区連合体育会運営事業等補助金交付要綱(抜粋)

(趣旨)

第1条 静岡市は、清水区の区域においてスポーツに関する活動を行う団体を支援することにより、当該区域におけるスポーツの振興を図るため、当該区域におけるスポーツの振興に資する事業を行う清水区連合体育会(以下「体育会」という。)に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則(平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号のいずれかに該当する事業で、市長が必要があると認めるものとする。

(1)体育会を運営する事業

(2)清水区民体育大会(清水区の住民の全てを参加対象者として体育会が主催する体育大会をいう。)を開催する事業

(3)地区体育大会(自治会又は地区体育会で清水区内の地区をその区域とするもの(以下「自治会等」という。))がその区域の住民を参加対象者として主催する体育大会をいう。)の開催を支援する事業

(4)清水区の住民を対象としたスポーツ大会又はスポーツに関する講習会若しくは勉強会を開催する事業

(5)前各号に掲げるもののほか、清水区の区域におけるスポーツの振興に資する事業

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業に要する経費のうち、賃金、報償費、消耗品費、印刷製本費、役務費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料並びに負担金、補助及び交付金とする。ただし、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

(1)交際費

(2)役職員の飲食に要する経費

(3)前2号に掲げるもののほか、補助対象経費として市長が不相当と認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額の範囲内において市長が定める額とし、491万円を限度とする。

3 令和7年度 静岡市清水区連合体育会 予算(案)

(収入の部)

	科目	本年度予算額
1	繰越金	920,000
2	加盟団体負担金	525,000
3	市補助金	4,910,000
4	賛助会費	900,000
5	各種競技大会 参加チーム負担金	390,000
6	親善交流大会 参加者負担金	105,000
7	諸収入	300,000
	収入合計	8,050,000

(支出の部)

	科目	本年度予算額
1	会議費	500,000
2	事務費	2,428,000
	①旅費	20,000
	②需用費	600,000
	③使用料及び賃借料	200,000
	④人件費	1,608,000
3	事業費	4,990,000
	①各種競技大会等開催費	970,000
	②親善交流事業費	400,000
	③区民体育大会開催費	1,100,000
	④地区体育会交付金	1,890,000
	⑤県大会出場等奨励金	160,000
	⑥調査・活動費	450,000
	⑦表彰費	20,000
4	備品購入費	20,000
5	慶弔費	50,000
6	報償費	10,000
7	負担金及び奨励金	40,000
8	雑費	10,000
9	基金積立金	0
	①財政調整基金積立金	0
	②記念事業等基金積立金	0
10	予備費	2,000
	支出合計	8,050,000

4 令和7年度 静岡市清水区連合体育会 補助金事業 事業計画(主な事業)

(1) 清水区民体育大会

清水区連合体育会の最も大きな事業である「清水区民体育大会」は、清水区全地区が一堂に会して競われる清水区の一大会である。

各地区予選を勝ち上がった選手が出場し、各種目を各地区対抗戦で競い合う。出場する選手の他に地区からの応援も含め、約 1,500 人の区民が参加している。

100 名を超える当団体の役員が運営にあたり、競技審判の部門では清水区のスポーツ推進委員も協力をしている。さらには駐車場整理には、交通指導委員会や交通安全協会に協力を依頼し、警備員等の経費削減にも努めている。

R6 種目 親子ボール蹴りリレー、クロッケーリレー、長縄跳び、ボウリングリレー、小学生リレー、年齢別リレー

(2) その他の各種大会

これらの大会は各地区対抗の形式をとり、全地区からチームが参加できるようにしている。

種目ごとに参加資格は異なるが、多くの大会では年齢制限を設け、各地区の中でも様々な年代が交流を持てるように配慮がなされている。

①クロッケー(選手権大会)

②クロッケー(地区別対抗)

③グラウンドゴルフ

④父親ソフトボール

⑤スローピッチソフトボール

⑥婦人バレーボール

⑦ママさんバレーボール

⑧グラウンドゴルフ

(3) 清水区におけるスポーツの振興に資する事業

①各地区体育大会開催費交付事業

②佐久市親善スポーツ交流大会

③各種スポーツ講習会等の開催

④各種スポーツ事業大会への後援・協力